

## 書評

イルファン・ハビーブ著

『ムガル帝国の農業制度』

(西暦一五五六一一七〇七年)

Irfan Habib: *The Agrarian System of Mughal India*  
(1556—1707), Published for the Department of His-  
tory of Aligarh Muslim University, Asia Publish-  
ing House, Bombay etc. 1963, pp. ix+453.

深 沢 宏

評 書 (95)

周知の通り、十三世紀初めから十八世紀末頃まで、インドの大半はムスリムの諸王朝によって支配された。この「ムスリム・インド」に関する従来の研究には、少なくとも四つの特徴が見出される。第一は、ムスリム支配下のインドを、地域的に、ヴィンディヤ山脈を境とする北部インドとデカンを二分すること。第二は、このように二分されたムスリム支配地域のうち、北部インドに、研究の圧倒的重心が置かれていること。デカンにおけるムスリム支配については、戦史・王朝史、宮廷文化史に関する若干の研究が見出されるに過ぎないのに対し、

北部インドについては、かかる分野のほかにも、例えば統治機構、司法機構、社会経済生活の各分野に関して幾つかの優れた研究が発表されている。第三は、北部インドにおけるムスリム時代を、十三世紀初めから十六世紀中葉までの「デリー諸王朝時代」と、十六世紀中葉から十八世紀末頃までの「ムガル時代」とに大きく二分すること。第四は、右の二つの時代のうち、デリー諸王朝時代に関する研究に比して、ムガル時代に関するそれがかなり多いこと。これは、前の時代に比べて、ムガル時代に書かれた史書、伝記、公式文獻がはるかに多く残っているほか、この時代にインドを旅行した西欧人の紀行や、オランダ・イギリス・フランス各東インド会社の記録も使用され得るという事情によるのであろう。

「ムスリム・インド」研究における以上の諸特徴の一環として、ムガル帝国の経済史に関しても、註(1)の最後に記した如く、W・H・モアランド氏による三つのすぐれた研究がある。そこで先ずこの三書の内容を簡単に紹介し、次いで表記したハビーブ氏の新著に見られる新らしい事実や新しい見解を摘記し、最後に若干の感想を記したいと思う。

モアランド氏は、インド文官として主に北部インドに長年勤務し、退官・帰国した後、この三書を発表した。第一の書『*India at the Death of Akbar, an economic study, 1520*』は、十六世紀末から十七世紀初頭のインド社会を、消費諸階級(皇帝、高官、軍人・兵士、教学・司祭者、従僕・奴隸)と生産諸階級(農民、手工業者、商人)とに二分し、各階級の経済生活

を詳しく研究し、そして国家権力による生産諸階級の収奪が甚だ苛酷であったことを力説している。第一の書《From Akbar to Aurangzeb, a study in Indian economic history, 1923》は、前書の続篇で、一六〇五年アクバルの死から一六五八年アウラングゼーブ即位までの五十余年間の経済的变化を跡づける。本書の前半は、まずオランダ・イギリス両東インド会社によるインド貿易の発展を考察し、これによってインドにおける一部の商人・手工業者・農民の生産と所得がかなり増大したであろうことを検討した後、その後半は同じ時期に、ムガル宮廷・高官の奢侈の増大、デカンへの領域拡大に伴う軍事費の増加、人民に対する収奪の強化、饑饉の続発が生じたことを指摘し、その結果として、朝貢諸王領内や都市への農民の流亡とムガル帝国内における農業生産の一般的低下とが生じ、このことがその後の時代の経済的破局を準備したのだと強調している。

第三の書《The Agrarian System of Modern India, a historical essay with appendices, 1929》は、十三世紀初めから十八世紀末にわたり主として北部インドのムリスム諸王朝による地租の査定・徴収の諸方法と諸機構を、王朝の順に概観したものである。本書の内容を詳しく紹介することは別の機会に譲る。要するに著者は、本書の後半でムガル時代を取り扱い、(一)ムガル帝国は、帝国直轄領と、恭順・朝貢・軍役の義務を負って、内政自治を認められたヒンドウ諸王領とから成っていたこと、(二)帝国直轄領は、国庫収入地(Khalsa)と官僚に貸与された恩貸地(Jaghi)とに分けられ、直轄領収入の七割乃至九・五割ほどは

恩貸地に属したこと、(三)アクバルの時代、北インドの大半において、作物別平均反当収量が測定され、その三分の一に相当する金額が基準地租額と定められ、そして収穫期ごとに個別農民の作物別耕地面積が実測され、それに基づいて個別農民の地租額が査定されたこと、(四)アクバルのこの査定・徴収規則は、国庫収入地においてだけではなく、恩貸地においても勵行されるべきものと定められたこと、(五)帝国直轄領の辺境諸地方では、この規則は実施されず、各地方の慣行的査定・徴収方法が踏襲されたこと、(六)アクバルの死後、五十年の間に、基準地租額が生産額の三分の一から二分の一に引き上げられたほか、北部インドにおいても個別農民の耕地の実測は実施せられず、村落単位の一括査定・徴収が一般となったこと、(七)苛酷な地租収奪が主な原因となって、十七世紀後半、農民の流亡と農業生産の低下とが生じ、十八世紀には更に中央による統制力の減少のため、恩貸地受領者、徴税官、徴税請負人、地域的有力者の領主化が進行したこと、(八)ムガル時代を一貫して、耕作は農民の権利ではなく、義務と考えられ、従って、農民の土地占有権や所有権が確定せられたのは英領時代の産物であったことなどを論じている。

モアランド氏のこの三書、中でも最初の二書には、ムガル時代の経済状態を一九一〇年頃のそれと比較することによって、英領支配によるインドの経済的改善、特に一般民衆のそれを指摘し論証しようとする植民地官僚的関心が明瞭にうかがわれる。然し、この点を考慮に入れてもなお、彼の研究は、ムガル

経済史研究における優れた業績であったことに異論はなからば  
 ろう。ムガル経済史に関する限り、彼の研究成果を克服するこ  
 とは、少なくとも当分は困難ではないか、と思われた。然るに  
 この困難を克服し、既刊の文献史料のほか、彼の知らなかつ  
 た、インド及びイギリスの図書館・文書館に未刊のままで收藏  
 されている多数の文獻・文書を活用して、ムガル農業史研究を  
 一歩大きく前進させたのが、以下に紹介するハューブ氏の『ム  
 ガル帝国の農業制度』である。

(1) 北部インドにおけるムスリム時代の統治機構、社会・  
 経済状態に関する主な研究を示してあげ。

- V・統治機構 (1) R. P. Tripathi: *Some Aspects of  
 Muslim Administration*, 2nd ed., Allahabad, 1956, pp.  
 iv+408. (2) I. H. Qureshi: *The Administration of the  
 Sultanate of Delhi*, 4th ed., Karachi, 1958, pp. xi+  
 313. (3) A. B. M. Habibulla: *The Foundation of Muslim  
 Rule in India*, 2nd ed., Allahabad, 1961. (4) J. N.  
 Sarkar: *Mughal Administration*, 4th ed., Calcutta,  
 1952, pp. vii+256. (5) S. R. Sharma: *Mughal Govern-  
 ment and Administration*, Bombay, 1951, pp. xviii+  
 290. (6) P. Saran: *The Provincial Government of the  
 Mughals (1526—1658)*, Allahabad, 1941, pp. xiv+483.  
 評 書  
 著者イェン・ハューブ氏(一九三二)は、インドのム  
 リーガル・ムスリム大学歴史科講師。彼の父ムハンマド・ハ  
 ヴーブ氏の数年前までの大学でムスリム・インドの歴史を講  
 じた、今は隠退している。  
 本書は、著者が一九五八年オックスフォード大学に提出した  
 学位論文を大幅に書き改めたもの、その内容の「総論」『*The  
 Agrarian Causes of the Fall of the Mughal Empire*』(in  
*Enquiry*, No. 2, pp. 81~98, Do., No. 3, pp. 68~80, 1961),  
 『*The Currency System of the Mughal Empire*』(in *Medieval  
 India Quarterly*, vol. IV, Nos. 1~2, pp. 1~21, 1961) 及び

- Culture during the Mughal Age (1526—1707)*, Agra,  
 1955, pp. iii+iv+204. (3) M. Yasin: *A Social History  
 of Islamic India (1605—1748)*, Lucknow, 1958, pp.  
 xiv+234. (4) T. K. Raychaudhuri: *Bengal under  
 Akbar and Jahangir, an introductory study in social  
 history*, Calcutta, 1953, pp. viii+246. (5) W. H. More-  
 land: *India at the Death of Akbar, an economic study*,  
 London, 1920, pp. xi+328. (6) Do.: *From Akbar to Auran-  
 gzeb, a study in Indian economic history*, London, 1923,  
 pp. xiii+364. (7) Do.: *The Agrarian System of Moslem  
 India, a historical essay with appendices*, Cambridge,  
 1929, pp. xvii+296 (reprinted in Allahabad).

II

紀要論文の形で発表されている。

書名に示されている如く、本書の扱う時期は、アクバルの即位からアウラングゼーブの死に至るムガル帝国の最盛期である。本書は、簡単な序言に続いて、次に示す九章と四補論、史料文献目録、略語表、追加・正誤表、索引、一六〇五年頃のムガル帝国の地図一枚から構成されている。

第一章 農業生産(一六〇頁)

第二章 農産物交易(六一―八九頁)

第三章 農民生活の物質的狀態(九〇―一二〇頁)

第四章 農民と土地、及び村落共同体(一二一―一三五頁)

第五章 郷紳的領主(Samindars 一三七―八九頁)

第六章 地租(一九〇―二五六頁)

第七章 地租の貸与(二五七―九七頁)

第八章 地租の授与(二九八―三一六頁)

第九章 ムガル帝国の農業的危機(三二七―五一頁)

補論A 土地の測量単位

B 重量単位

C 通貨、及びルピー銀貨の金・銅価値

D 地租査定額・徴収額表

右の九章のうち、第一、二、三章は農業経済、第四、五章は農村社会、第六、七、八章は地租行政を論じ、最後の第九章は本書の結論である。各章及び各補論は幾つかの節に分けられている。本書は、モアランド氏の研究に見られない新しい事実や新しい見解を随所に示しているが、それらを此処で網羅的に指

摘することは紙幅が許さないもので、新事実・新見解のうち主な点だけを、以下に摘記する。

第一章「農業生産」は四節に分けて、耕作の地域的範囲、耕作手段と灌漑設備、主要農産物とその地域的分布、農産物加工業を論じているが、内容の多くは既にモアランド氏によって明らかにされていることが多い。特に新しい点は(一)十七世紀末、ムガル帝国に約四十万の村落があり、その約半数の耕地面積が測量されていたことを手懸りとして、その頃の北部インドにおける耕地面積は、十九世紀末のほぼ半分であったこと、(二)現代のインド人が甚だしく愛好する馬鈴薯と唐辛はムガル時代には栽培されていなかったことなどである。

第二章「農産物交易」は、ムガル帝国の大部分の地域で、地租の金納原則が実施されたため、農民は農産物市場に大きく依存し、それに応じて、地域の特産物の長距離交易や、一般農産物の地域内売買が活発に行なわれ、農産物価格の季節的及び長期的変動も著しかったことを三節にわたって研究している。この章の内容もモアランド氏によってかなり明らかにされているのであるが、特に新しい点は、(一)農民の換金方法として、(イ)個別農民が、各自の農産物を最寄りの市場に運んで商人に売る方法、(ロ)町の穀物商人が収穫期に村を訪れて買い取る方法、(ハ)村に居住する商人乃至高利貸が買い取る方法の三つがあったこと、及びいずれの場合にせよ、かかる中買い商人は、屢々地方官憲と結託して、農産物を買ひ叩いたこと、(二)十六世紀末から十七世紀末までの百年間に、北部・東

部・西部インドで、ルビー建て主要農産物価格が二・三倍上昇したこと、その理由は、この期間にメキシコ銀の流入が激増し、銀の価値がほぼ半減したためであること、そして農産物価格の上昇に応じて地租も引き上げられたことなどである。(著者は、金・銅に対する銀比価の下落を補論Cで詳しく考証している。)

第三章「農民生活の物質的狀態」は、農民が平年でさえ、地租の重圧のために、極めて貧しい衣・食・住生活をしか保つことが出来なかつた上、屢々饑饉や疫病に襲われ、そのたびに、逃散・家族の売却・餓死の危機に瀕したことを二節にわたって述べているが、これらの点はモアランド氏も繰り返して強調していることで、特に新しい研究ではない。

農村社会に関する第四、五章は、モアランド氏の研究には見られない新事実を多数示している。モアランド氏によれば、(一)ムガル時代(及びそれ以前)の農民は、土地に対する明確な権利を持たなかつた。そして(二)十七世紀末まで、ザミーンダールという呼称は、一般に朝貢的諸王を意味しており、そのほかに、帝国の直轄領内にも、同じ呼称で呼ばれる郷紳的領主層が存在したかどうかは明らかでないといわれた。これに対してハビブ氏は、十七世紀の記録に基づき、北部インドに「小農民村落」(raiya'i village)と「領主制村落」(zamindari village)の区別があつたことを指摘し、第四章で、先ず「小農民村落」における地権、村落構造、村役人について考察している。(一)小農民は、malik, arbab-i-zamin などとも呼ばれる。

土地の所有権乃至占有権 (hiki, hikiyat) を保持し、その権利を相続・売買し得た。(二)然し同時に、かかる農民は、国家のために、その所有地を耕作する義務を負い、その土地を勝手に放棄することは許されなかつた。即ち「土地が農民に属したと同時に、農民も土地に属した。」(三)農民は個別的に土地を所有し、個別的に生産したから、当然に農民の間には貧富の分化が存在した。然し同時に、彼らは屢々同一の「血族団体」に属し、政府権力との交渉、逃散、村費の管理・支出などを共同で行なつた。(四)かかる農民の下に、下層賤民から成る農業労働者層が隸属し、各種の雑役や農事の手伝いに従事した。そのほか、村に各種の手工業者やサーブス人が付属し、農民との間に複雑な分業関係を持つた。(五)各村落には、世襲の村長と村書記が居た。村長は村内の治安と地租納入について国家に責任を負い、代償として村の耕地の二・五%の免税所有又は村の地租の二・五%の役得と、村の荒蕪地の処分権とを公認された。村書記は地租の一%の役得、その他の特権を認められた。

第五章「郷紳的領主」は四節にわたり、一カ村、その一部、又は数カ村を領有した小領主層はついて、その権限、起源と社会構造、帝国政府との関連、朝貢的諸王との相違を論じている。ここでは特に注目されるのは次の諸点である。(一)少なくともアワード地方の一部では、領主村の農民は地権を失なつて、領主の耕作民となり、村役人も彼の使用人であつた。(二)領主の中にはその所領の地租を集めて国家に納めた者と、地租

の徴収に参与しない者が居た。いずれの場合にも、所領の一割の免税地又は所領の地租の一割を保有する権利を有し、そして所領内の治安に責任を負い、屢々城砦を構え、兵馬を保持した。(三) 領主権は分割・相続・売買され得た。(四) 同一郡(Pargana)の領主層は屢々同じ血族団体に属した。そしてかかる領主制の起源はムスリムの侵入・征服の時期にまでさかのぼると思われる。(五) 領主層は、帝国政府によって地方支配機構の一環と見做された。然し領主の側では、国家権力に抵抗し、その所領を拡大しようとする傾向があった。(六) 朝貢諸王は、その武力と所領が大規模であり、内政の自治を認められ、長子相続を原則とし、そして帝国官位を与えられた点で、群小領主層と異なつた。

第六章「地租」は八節からなる。ここでは次の諸点が特に新しい。(一) 北部インドで、地租の査定基準が、アクバルの治世に総生産量の三分の一、その後の治世に二分の一と定められ、その金納が要求された場合、換算の基礎にされた価格は、農民の売り値ではなかつたと推察され得るから、農民の実質的負担は公定比率をかなり上まわつたであろう。(二) モアランド氏の言う如く、アクバルの時代に、北部インドで個別農民の耕地が実測されたのに対し、彼の死後この原則が放棄されて、村落単位の測量による一括査定が一般となつたと考へるのは必ずしも正しくない。第一に、個別農民の耕地を実測し、それに基づいて地租を査定すべしとの行政理想はアウラングゼーブの末年まで存続した。然し第二に、かかる理想は必ずしも実施さ

れることなく、恐らくアクバルの治世においてさえ、村落単位の一括査定が通常であつたと思われる。

第七章「地租の貸与」は、第一節「恩貸地と国庫収入地」、第二節「地租行政の機構」から成る。ここで特に新しい点は、第二節の後半、各郡の書記と郡長の役割を述べた個所である。

(一) 郡書記(北部で *qanungo*、デカンで *deshpande* と呼ばれた)は、各郡一名乃至二名を原則とし、郡内の耕地面積、地租の査定・徴収額、その他の記録を作成・保管し、政府の地方官や恩貸地受領者の代官による査定に協力し、そして査定額の決定には彼の同意を必要とした。かかる職務の報酬として彼は地租の一定歩合と免税地とを保持した。(二) 郡長(北部の *chauthuri*、グジャラートの *desai*、デカンの *deshmukh*)は、通例郡内の最も有力な領主であり、各郡一名乃至二名を原則とし、地租の査定に同意し、そしてその徴収に責任を負うた。彼も報酬として、地租の一定歩合とかなり大きな免税地を公認された。(三) これら二つの役職は、勅許を得て相続された。

第八章「地租の授与」は、皇帝、恩貸地受領官僚、朝貢諸王、領主などが、学者、医師、特殊な功勞者、寺院、学校などに對し、自己の領域又は保有地のうち一定地域の地租収入、又は一定面積の未耕地を、不定期間、生涯、或いは永久に授与したことを研究しているが、これが各地方の地租収入の二・五%を占めたとの指摘を別とすると、特に新しい点は見出されない。

第九章「ムガル帝国の農業的危機」は、苛酷なる地租収奪、特に恩貸地におけるそれが、ムガル帝国没落の経済的原因であ

つたと主張する点で、モアランド氏の所説と等しい。然し、モアランド氏は、苛酷なる収奪のために、農民が朝貢諸王領や都市に流亡し、その結果として帝国内の生産が減少したというのに対し、ハビーブ氏は、それだけではなく、十七世紀末から十八世紀初めにかけて、各地で農民一揆が頻発し、結局かかる反乱が帝国を解体させたのだと主張する。即ち彼によれば、(一)農民一揆が強大な力となり得たのは、これが屢々領主層に指導され、これらの所領拡大の野心と結合したためである。その最も顕著な例は、ジャート種族の反乱と、マラータ人の擡頭であり、特に後者こそは、ムガル帝国を解体させた最大の勢力であった。(二)然し同時に、農民一揆もそれを指導した領主層も、小地域ごとにカーストによって分断されていたほか、領主たちの経済的利害関係も、相互に至るところで衝突した。かかる動きの中からは、新しい秩序や統一は生じ得べくもなかった。ムガル帝国に対する反乱は、インド国内の政治・経済情勢を一層混乱させ、英領支配への道を開くにとどまったのである。

## 三

以上のほかにも、本書には、新しい事実や見解が至るところで見出される。巻末の四つの補論も、研究者の良き参考資料と

なるであろう。また、未刊の史料・文献の所在を詳しく記した頁ごとの脚註と巻末の史料・文献目録も、今後この分野の史料的研究を志す者にとって、かけがえない手引きとなるに違いない。言うまでもなく、本書に示された新事実や、それに基づく新見解には、改めて検討を要する点も少なくないであろう。然し本書がムガル経済史研究を一步大きく前進させたその意義は甚だ大きいと思われる。

それにつけても、本書には若干の残念な点が見出される。第一に、各章、更には各節の論旨が時折り不明瞭で、かかる場合史料の羅列に終始している。特に農業経済を論じた最初の三つの章にこの傾向が著しい。第二に、機構や制度の目標と実情とが著者の意識の中で屢々混乱している。第三に、史料の多くが、一般読者の参照し得ない未刊史料であるから、脚註には、史料の所在だけではなく、出来るだけ原文をも示してもらいたかった。第四に、巻末にかなり長い、そして時折り重要な追加・正誤表がついている。本書を通読する前に、これらの追加・正誤を一つ一つチェックせねばならないことも、本書の欠点である。

(一九六四・二・二四) (一橋大学講師)